AI ブログ要約

2025/9/4

運送契約の書面交付って義務化されているの知ってた？書面化の基礎知識

【記事の要点3つ】

✅2025 年 4 月から運送契約の書面交付が義務化され、契約条件の透明化・トラブル防止・適正運賃確保が目的

✅ 書面は契約書・申込書＋引受書・メール等で交わすことが可能で、法定 6 項目を明記し 1 年間保存義務あり

✅違反には罰金はないが行政処分の可能性があり、信頼低下や取引リスク回避のため積極的な活用が重要

2025 年 4 月の改正トラック新法により、運送契約の書面交付がすべての運送事業者と荷主に義務付けられました契約内容や運賃を文書で明確にすることで、不透明な商慣行を是正し、トラブル防止や適正運賃の確保を目的としています。

書面の形式は契約書、運送申込書＋引受書、送付状やメールなど、いずれも法定 6 項目（契約内容・運賃、附帯業務、特別費用、当事者情報、支払方法、交付日）を満たしていれば有効です。交付書面は電子交付も認められており、1 年間の保存義務があります。原則として 1 運行ごとに交付が必要ですが、包括的な基本契約書で要件を網羅していれば省略可能です。

単なる義務としてではなく、適正運賃の確保やドライバーの待遇改善、業界健全化につなげる前向きな仕組みとして、積極的に取り組むことが望まれます。

元の記事を読む

株式会社タイガー
東京都千代田区神田猿楽町 2-1-14　A&X ビル 2F
https://www.tiger-inc.co.jp/
03-5283-7232

物流ソリューションエキスパート
Tiger 株式会社タイガー

本要約は上部に記載の日付に作成しております。内容について最新のものでない可能性があるので予めご了承ください。